

船舶事故調査報告書

平成29年12月6日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 佐藤 雄二（部会長）
 委員 田村 兼吉
 委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	平成29年1月25日 09時00分ごろ
発生場所	千葉県勝浦市勝浦港南南東方沖 勝浦灯台から真方位167° 6.9海里（M）付近 （概位 北緯35° 01.6′ 東経140° 21.2′）
事故の概要	遊漁船 ^{きみ} 喜美丸は、漂泊中、また、漁船 ^{もりたか} 守孝丸は、北西進中、両船が衝突した。 喜美丸は、釣り客1人が負傷し、船尾部外板に破損を生じ、また、守孝丸は、船首部外板に亀裂等を生じた。
事故調査の経過	平成29年2月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 喜美丸、7.3トン CB2-70298（漁船登録番号）、個人所有 12.02m（Lr）×3.21m×1.12m、FRP ディーゼル機関、367.75kW、平成8年3月25日 第232-26309号（船舶検査済票の番号） B 漁船 守孝丸、4.7トン CB3-83251（漁船登録番号）、個人所有 11.74m（Lr）×3.06m×1.24m、FRP ディーゼル機関、308.91kW、平成5年9月19日 第232-22426号（船舶検査済票の番号）
乗組員等に関する情報	A 船長A 男性 51歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成7年9月26日 免許証交付日 平成27年5月18日 （平成32年9月25日まで有効） B 船長B 男性 63歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和51年7月2日 免許証交付日 平成28年6月20日 （平成34年3月1日まで有効）

死傷者等	A 軽傷 1人（釣り客A） B なし
損傷	A 船尾部外板に破損 B 船首部外板に亀裂及び破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 なし、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、釣り客3人を乗せ、勝浦港南南東方沖で、船尾にスパンカ（船首を風上に向けるために張る帆）を展開して船首を北西方に向けた状態で漂泊し、釣り客3人が、それぞれ右舷側の船首部、中央部及び船尾部の甲板で北東方を向いて釣りをしていた。</p> <p>船長Aは、操舵室で立ち、釣り糸が真下に延びるように主機のクラッチレバーを操作して前進と中立を繰り返す、時々周囲を見渡しながら操船に当たっていたところ、ゴォーという音を聞いたので、右方及び左方を確認した後、後方を振り返ったところ、至近にB船を認めた。</p> <p>A船は、船長Aがクラッチを前進に入れたものの主機の回転数を上げる間もなく、平成29年1月25日09時00分ごろ船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>A船は、船尾部甲板で釣りをしていた釣り客Aが左腕に打撲を負い、自力で勝浦市勝浦東部漁港（川津地区）に帰港した。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、勝浦港南南東方沖でさばの一本釣りを行った後、08時55分ごろ千葉県鴨川市小湊漁港に向けて漁場を発進した。</p> <p>船長Bは、操舵室で立って操船に当たり、船首を右回頭して南西方から北西方に向けた後、約8ノットの対地速力で自動操舵により北西進した。</p> <p>B船は、船長Bが、北西進を始めたとき船首方に他船を見掛けなかったため、前路に他船はいないものと思い、‘左舷方にいた2隻の釣り船’（以下「他の釣り船」という。）に注意を向けて航行していたところ、A船と衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが、船長Aに釣り客の負傷状況を確認し、知人に本事故の発生を連絡した後、自力で帰港した。</p> <p>（付図1 事故発生経過概略図 参照）</p>
その他の事項	<p>船長Aは、レーダーを1.5Mレンジで作動させ、時々レーダー画面を見ていたが、B船の接近に気付かなかった。</p> <p>船長Bは、レーダーを0.75Mレンジで作動させていたが、視界が良かったので目視で見張りをしながら航行していた。</p> <p>甲板員Bは、操舵室下の船室で休息をとっていた。</p>
分析	

<p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A なし、B なし A なし、B なし</p> <p>A 船は、勝浦港南南東方沖で漂泊中、船長Aが、船尾方の見張りを適切に行っていなかったことから、後方から接近するB船に気付かず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、勝浦港南南東方沖を北西進中、船長Bが、前路に他船はいないものと思い、他の釣り船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったことから、A船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、北西進を始めたとき船首方に他船を認めなかったため、前路に他船はいないものと思い、他の釣り船に注意を向けて航行したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、勝浦港南南東方沖において、A船が、漂泊中、B船が、北西進中、船長Aが、船尾方の見張りを適切に行っておらず、また、船長Bが、前路に他船はいないものと思い、他の釣り船に注意を向け、船首方の見張りを適切に行っていなかったため、両船が衝突したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 常時適切な見張りを行うこと。

付図1 事故発生経過概略図

